

議案第 11 号

帯広市職員定数条例の一部改正について  
帯広市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例

帯広市職員定数条例（昭和 27 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,052 人」を「1,024 人」に、「124 人」を「127 人」に改め、同項第 2 号中「77 人」を「82 人」に改め、同項第 7 号ア中「124 人」を「139 人」に改め、同号イ中「76 人」を「75 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

令和 2 年度の職員配置計画に基づき職員定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。